2019 年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について 「大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 2019年3月20日(水)午後6時30分から午後7時00分

場 所 中央卸売市場 業務管理棟 15 階 第 3 会議室

出席者 所属 総務担当課長、総務担当課長代理、担当係長

支部支部長・副支部長・書記長

(所属:担当係長)

これより、昨年11月に申し入れをいただきました項目につきまして、本交渉を行います。

それでは、総務担当課長より、現在の中央卸売市場を取り巻く状況並びに当局としての考え方を説明いたします。

(所属:総務担当課長)

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、私の方より現在の中央卸売市場を取り巻く状況並びに当局としての考え方をお示しいたします。

本場及び東部市場につきましては、平成24年6月の府市統合本部会議において、指定管理者制度の導入の方向性が示され、制度導入に必要な条例改正案が議会で否決され、現段階では制度導入の時期については見通しが立っていない状況でありますが、議会での指摘を踏まえ、府の先行事例を調査、民活推進団体へのヒアリング調査を行うなど、引き続き、導入可能性を含めた検討を継続しているところであります。

ただ、市場の会計収支は依然として厳しい状況であることから、指定管理者制度導入と同等の効果を発揮できる業務執行や手法なども検討しており、管理運営の効率化を追求していかなければならない状況に変わりはなく、指定管理者制度の導入に向けた取り組みとともに、事務・業務の効率化の推進に努めていかなければならない情勢にあります。

南港市場につきましては、平成27年1月の戦略会議において「将来戦略プラン」が確認され、 今後の活性化の方向性が示され、衛生対策の高度化など市場機能の向上を目指し、平成28年11 月に南港市場整備基本計画を策定してまいりました。今年度は、デザインビルド方式による発注 を行いましたが、応札者がなかったことから、設計と工事及び委託を分離して発注する手法に変 更して再発注を行っており、現在業者選定中であります。順調に進捗すれば、平成31年度には実 施設計を行い、平成32年度には工事等の発注を行うこととなり、その後の工事監理等も本市が主 体的に行う必要があるため、管理運営事項として業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構 築していかなければならないと認識しております。 一方で、卸売市場法改正については、改正法が平成30年6月22日に公布され、2年の猶予期間を経て平成32年6月21日から施行されることとなりました。大阪市としては、本格施行までに必要な条例等の業務規程を制定及び改正しなければならず、市場内事業者の意見を聴取しながら、種々の検討を進めているところであり、今回の改正法の施行に伴い、改めて認定を受ける国への申請等手続きが必要となることなどから、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないと考えております。

いずれにしましても、このような背景の中、市場の取扱量が伸び悩み、増収が見込みがたい状況下では、限られた資金と人材を、如何に有効に活用していくのかが、内外から厳しく問われているものと認識しており、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組みとともに、事務の簡素化による見直し・委託化・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な公共サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していなかなければならないと考えております。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理 運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職 員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていた だきたいと考えております。

(組合:支部長)

ただ今、「真に必要な公共サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、単なる数字合わせ的な 人員削減は許されるべきではなく、「人員マネジメント」に関わっては、申し入れの趣旨を踏ま え、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を 行うよう強く求めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり口頭で補足したいので合わせて回答をお願いする。

○職員ひとりひとりが健康で働きつづけられる職場環境づくりが求められている。安全衛生の観点からも、より一層、超過勤務を縮減し、年休等取得促進に努力されたい。また、仕事と家庭の両立への支援は社会的により重要性を増しており、所属として子育てしやすい職場環境づくりに努力されたい。

- ○技術職員について、技能の継承を含めて要員の削減が進んでおり、非常に現場においては困難な状況と聞いている、過去の交渉経過においても人員削減は「仕事と人」の関係整理からも削減による業務分は都市整備局への事業依頼により吸収すると整理されていることから方針を変更する場合は支部との協議を行うこと。
- ○業務の委託化については、技能職員の業務を委託化する場合であっても、組合員の業務量の増 がこの間発生していることから、時宜を失することなく支部との協議を行うこと。
- ○休日勤務について、市場の祝祭日等の開場日が増加傾向にあることや、次年度においてはゴールデンウイークの開場日が4日程度見込まれると聞いている。代休の措置をできる要員の配置は当然のことながら、子育て世代等の休日勤務は家庭負担を増大させている。これらの点について所属の認識を伺いたい。

(所属:総務担当課長)

ただいま、組合側から数点にわたる指摘を受けたところであります。

時間外労働時間の縮減については、「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って、職制として 取り組むべき重要な事項であると認識しております。また、年次有給休暇の取得促進についても、 職制として取り組むべき重要な事項であると認識しております。なお、労働安全衛生対策につい ては、引き続き安全衛生委員会を定期的に開催し、超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進 に関する啓発を行い、職員の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

仕事と子育ての両立については、平成22年に策定された「大阪市特定事業主後期行動計画」のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しております。

生鮮食料品の安定供給の観点から、次年度のゴールデンウイーク期間中に4日、市場を開場する予定であります。休日勤務を行った場合については、代休措置を行うとともに、必要最小限の休日勤務となるよう努めてまいりたいと考えております。

私どもとしましても、単に職員数だけを削減し、事務事業の再構築を行わなければ、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに対応できなくなることから、事務の簡素化による見直し・委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えております。業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたいと考えております。

以上を踏まえ、中央卸売市場といたしましては、引き続き、食の安全安心を着実に推進していくとともに市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築するとともに、職員の労働安全衛生の充実に努めてまいりたいと考えており、また、今後とも、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、適宜、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(組合:支部長)

ただいま、所属から、次年度の業務執行体制にかかる勤務労働条件についての考え方が示されたが、この間において業務繁忙職場の改善には至っておらず、人員の配置が適正に行われていると理解できる状況には至っていない。また、職員数の削減が毎年のように実施されているにも関わらず、所属における業務量の精査が行われるどころか、新たな業務を発生させるプロジェクトが実施されている。我々としては、引き続き人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2019 年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉において、勤務労働条件の変更はないこと(交渉事項なし)を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。